項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第13項及び第15項に規定する設備の取替え若しくは取付け又は同条第17項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第25項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第36条の28の５第10項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第11項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第13項及び第15項に規定する設備の取替え若しくは取付け又は同条第17項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

１　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の規定は、居住者が租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第六号若しくは第二十六条の四第十八項に規定する改修工事をした所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（次項において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項若しくは第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。以下同じ。）を平成二十八年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合（次項において「省エネ改修工事をする場合」という。）又は個人が所得税法等の一部を改正する法律による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項若しくは第四十一条の十九の三第一項、第三項若しくは第五項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日以後にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

３　居住者が、旧租税特別措置法第四十一条第一項、第四十一条の三の二第一項若しくは第五項又は第四十一条の十九の三第一項若しくは第三項に規定する改修工事をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋を平成二十八年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供する場合（省エネ改修工事をする場合を除く。）については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第二項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等又は同法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした家屋（以下「多世帯同居改修家屋」という。）のうちその者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限る。）とする。

一　調理室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、ミニキッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製の小型ユニットをいう。）を設置する調理室以外の調理室がある場合に限る。）

二　浴室を増設する工事（多世帯同居改修家屋のうちその者の居住の用に供する部分に、浴槽を設置する浴室がある場合に限る。）

三　便所を増設する工事

四　玄関を増設する工事

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。